

◎新海選告示第2号

平成24年8月2日執行の新潟海区漁業調整委員会委員一般選挙は、漁業法第94条第1項において準用する公職選挙法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなった。

平成24年7月24日

新潟海区漁業調整委員会委員一般選挙
選挙長 美濃 幸雄